

民商の定期総会に向けて 商工新聞読者と会員を増やしましょう!!

名古屋北部民商ニュース

2017年6月5日(月)発行

No.235

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

全支部が支部総会を開催

会員5人で

**8部の読者を拡大
目標を達成!!(守山東)**

守山東支部は、5月28日(日)夜、16名の参加で支部総会を開催し、久しぶりに、日本共産党のくれまつ順子市議も迎え、1人ひとりと親睦を深めました。

先日開催された、地方別交流会に向けた読者目標達成の一翼を担い、5人の会員が8部の読者を拡大する成果を挙げました。

成果を挙げた5人には顕彰のクオカードや商品券などが贈られました。

自己紹介では、初めて参加した伊藤さん(理容)に「これからはお宅の店を利用します」など、商売の交流もできました。

また、参加した婦人からは



成果を挙げ、顕彰を受け取った5人

「今度はこのメンバーで旅行にも行きたいねえ」と、和気あいあいの雰囲気でした。この他、5月24日(水)、サガミ・大永寺店で守山西支部総会が行われ11名が参加しました。

5月28日(日)午前、和食さと・康生通店で西支部総会が行われ、13名が参加しました。日本共産党のわしの県議、青木市議も参加し、あいさつを頂きました。

山田支部は、大宝寿司で支部総会を開催し12名が参加しました。



↑ = 西支部の総会 =

↓ = 山田支部の総会 =



「特別徴収税額決定通知書」について

名古屋市以外の自治体は、従業員が個人番号を提供(提出)していない事業所宛てに、従業員の個人番号(マイナンバー)を記載した「特別徴収税額決定通知書」を送付しています。

これは、自治体(行政)による組織的な個人番号の漏えいであり、罰則が適用されるべきです。

名古屋市の作成・送付した「特別徴収税額・決定通知書」の個人番号欄は「***」と、記載されており、事業所

での取り扱いはいくつかと変わります。

対応に困ったら 民商へ相談を!!

名古屋市以外の自治体からマイナンバー(個人番号)が記載された「特別徴収税額・決定通知書」が届いた事業所の方は、送付してきた自治体へ返送し、マイナンバー(個人番号)の記載のない通知書の交付をするよう要求しましょう。

詳しくは、民商まで

☎ 915・8111

工事代金未払い

支部相談会で対応

5月の連休明けに楠支部のTさん(建設関連)が「工事代金の一部を払ってもらえない…」と、相談がありました。3次下請けだったため、1次下請けに内容証明を送付しましたが、受け取られずに返送されてきてしまいました。

5月26日(金)夜、緊急に支部での相談会を開き森支部長と朝倉さん、事務局が対応しました。

その結果、2次下請けと連絡を取り、元請に直談判に行くことになりました。

また、当面の資金繰りは、保証協会を通じて融資を受けるなどの対策も検討することになりました。

Tさんは「絶対に泣き寝入りはしたくない」「相談にのってもらい、励ましてもらえ心強い」と、話し、対応した森支部長と朝倉さんは「会員が苦しんでいる時こそ、役員の出番」「若い人が頑張ってもらわんと…」と、元気いっぱいです。



15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。

会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!